

# 評 価 実 施 手 引 書

全 学 テ ー マ 別 評 価 「 教 養 教 育 」

(平成12年度着手継続分)

機構評価者用

平成14年1月

大学評価・学位授与機構

## はじめに

この評価実施手引書は、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する「教養教育」をテーマとする「全学テーマ別評価」において、評価の担当者（大学評価委員会委員，専門委員及び評価員）が用いる手引書である。

本手引書は、評価担当者が、大学評価の意義と方法の十分な把握と共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものであり、「序章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針」では、平成13年度に着手する大学評価の基本的な枠組を示した実施要綱（『平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について』）の第1章を抜粋したものを掲載しており、「第1章 全学テーマ別評価「教養教育」の評価内容及び実施体制等」では、機構が行う全学テーマ別評価「教養教育」の基本的な評価の内容や実施体制等を、「第2章 全学テーマ別評価「教養教育」の評価方法(1) - 書面調査」,「第3章 全学テーマ別評価「教養教育」の評価方法(2) - ヒアリング」及び「第4章 評価報告書原案の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価内容・方法等について記載している。

なお、本手引書は、今後、実際の評価作業の実施に当たり、十分活用できるものとなるよう、内容の充実に向けて検討することとしている。

また、機構では、本手引書の他に、機構の評価の一環として各大学が自己評価を行うための実施要項（『自己評価実施要項』）を作成している。

本手引書は、機構の評価担当者が用いるものであるが、評価の透明性を確保する観点から、機構のホームページ(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載している。

# 目 次

はじめに	i
序 章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針	
評価の目的	1
評価の基本的な方針	1
1 複数の評価手法に基づく多面的な評価	1
2 目的及び目標に即した評価	2
3 自己評価に基づく評価	3
4 意見の申立て	3
5 評価システムの改善	3
区分ごとの評価の対象	3
評価の対象時期	4
評価の実施体制	4
評価のプロセス	5
評価の結果と公表	6
情報公開	6
第1章 全学テーマ別評価「教養教育」の評価内容及び実施体制等	
テーマの概要	7
対象機関	7
実施時期	7
評価の内容	8
1 評価項目の内容	8
2 「特記事項」についての所見	9
実施体制－専門委員会，評価チーム	9
1 教養教育に関する専門委員会	9
2 評価チーム	9
評価のプロセス	9
1 専門委員会におけるプロセス	9
2 評価チームにおける評価のプロセス	10
3 評価のプロセスの全体像	10
第2章 全学テーマ別評価「教養教育」の評価方法（1）－書面調査	
書面調査の実施体制及び方法	12
1 書面調査の実施体制	12
2 書面調査の実施方法	12
目的及び目標の理解及び確認	13
1 目的及び目標の理解	13
2 明確性及び具体性の確認と再提出	13
評価項目ごとの評価	15
1 書面調査による評価	15
2 評価の観点設定及び観点ごとの評価	15
3 評価項目の要素ごとの評価	16
4 評価項目ごとの水準の判断	17
5 「特に優れた点及び改善点等」の判断	17
特記事項についての所見	17
書面調査段階での評価案の整理	17
評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等	18
1 実施体制	18
2 教育課程の編成	19
3 教育方法	20
4 教育の効果	21

第3章	全学テーマ別評価「教養教育」の評価方法(2)ーヒアリング	
	ヒアリングの事前準備	2 2
	書面調査の補足調査	2 2
	評価案の検討	2 2
	評価内容の概要に対する意見聴取	2 2
第4章	評価報告書原案の作成	
	評価報告書原案の構成	2 3
	評価項目ごとの評価結果の記述	2 3
	評価結果の概要の記述	2 4
	特記事項についての所見の記述	2 4
	評価報告書原案の取扱い	2 5
資料1	評価対象機関一覧	2 7
資料2	全学テーマ別評価「教養教育」に係るスケジュール	2 9
資料3	評価報告書イメージ	3 1
資料4	大学評価関係法令等	3 3
資料5	委員名簿	3 5
	(1) 大学評価委員会	3 5
	(2) 教養教育に関する専門委員会	3 7

## 序章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針

本章は、平成13年度に着手する大学評価の全体の基本的・共通的事柄について記載したものです。内容は、機構で別途作成しました「平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について」の第1章と同じものです。

### 評価の目的

機構は、国立学校設置法に基づき、大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表することを業務にしています。

機構の実施する評価は、同法の趣旨を踏まえ、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、次のことを目的にしています。

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動（以下「教育研究活動」という。）について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てること。

大学等の教育研究活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 評価の基本的な方針

#### 1 複数の評価手法に基づく多面的な評価

機構は、評価の目的に沿って、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくために、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、次のような複数の評価手法に基づく多面的な評価を行います。

(1) 評価は、大学等の行う多様な教育研究活動を、次の3区分により多面的に評価します。

大学等の教育研究活動の状況についての全学的な課題に関する評価(全学テーマ別評価)

大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価(分野別教育評価)

大学の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各研究組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価(分野別研究評価)

(2) 各区分ごとの評価は、対象機関(組織)における教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定して行います。

また、大学等から提出された「特記事項」(今後の展望など)について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を付します。

(3) 評価の手法としては、対象機関から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データに基づき分析する書面調査の方法を用いるとともに、評価区分に応じてヒアリングまたは訪問調査を行います。

平成13年度着手の評価では、機構独自の調査・資料収集は、機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それらを大学に求める形で実施します。

(4) 平成13年度に着手する評価の区分ごとの評価手法及び評価項目は、下表のとおりです。

評価区分	評価手法	評価項目
全学テーマ別評価	書面調査及びヒアリング	<b>【教養教育】</b> (1)実施体制 (2)教育課程の編成 (3)教育方法 (4)教育の効果 ----- <b>【研究活動面における社会との連携及び協力】</b> (1)研究活動面における社会との連携及び協力の取組 (2)取組の実績と効果 (3)改善のための取組
分野別教育評価	書面調査及び訪問調査	(1)教育の実施体制 (2)教育内容面での取組 (3)教育方法及び成績評価面での取組 (4)教育の達成状況 (5)学習に対する支援 (6)教育の質の向上及び改善のためのシステム
分野別研究評価	書面調査及びヒアリング (工学系は、書面調査及び訪問調査)	(1)研究体制及び研究支援体制 (2)研究内容及び水準 (3)研究の社会（社会・経済・文化）的效果 (4)諸施策及び諸機能の達成状況 (5)研究の質の向上及び改善のためのシステム

## 2 目的及び目標に即した評価

(1) 機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的な目的及び目標が設定されていることが前提となります。

機構では、これらのことを十分配慮して、大学等の行う教育研究活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、当該活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

(2) 機構の評価における「目的」とは、大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指します。一般的には、教育研究活動を実施する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の

基本的な性格，当該活動を通じて達成しようとしている基本的な成果について示されている必要があります。

また，「目標」とは，「目的」で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指します。

### 3 自己評価に基づく評価

機構の評価は，大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進するものです。この目的を，透明性と公平性を確保しつつ，実効あるものとして実現していくためには，機構の示す評価の枠組みに基づき，対象機関（組織）が自ら評価を行うことが重要です。

このため，機構が実施する評価は，国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ，対象機関（組織）が行う自己評価の結果（自己評価書として提出され，自己評価結果の根拠となる資料・データを含みます。）を分析し，その結果を踏まえて行います。

### 4 意見の申立て

機構の実施する評価においては，評価のプロセスにおいて透明性を確保するほか，評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに，広く社会に公表されるものであることから，当該結果の正確性を確保し，確定する必要があります。

このため，機構は，国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ，評価結果を確定する前に，評価結果を対象機関に通知し，これに対する意見の申立ての機会を設け，申立てがあった場合には，再度審議を行った上で，最終的な評価結果を確定します。また，申立ての内容とそれへの対応は，評価報告書に記載します。

### 5 評価システムの改善

機構の評価は，平成14年度までは必要な態勢を整えるための段階的实施期間として，対象分野や対象機関数を絞って実施し，平成15年度から本格的に実施することとしています。

機構は，この段階的实施期間における評価の経験と評価を通じた各大学等における自己改革の動向等を踏まえつつ，常によりよい大学評価のシステムを求めていくことが重要であると考えています。このため，組織・運営面も含め，大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう，その改善に努めます。

## 区分ごとの評価の対象

- (1) 全学テーマ別評価の対象となるテーマは，教育活動や研究活動のみならず，全学的な大学運営や社会貢献活動など，大学等の諸活動の多様な側面について，個別の学部や研究科等の課題にとどまらない，大学等の全学的（全機関的）な課題とします。各年度に着手するテーマにつ

いては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定します。

平成13年度に着手する全学テーマ別評価は、平成12年度着手継続分の「教養教育」及び「研究活動面における社会との連携及び協力」の2つのテーマについて実施します。

- (2) 分野別教育評価及び分野別研究評価については、段階的实施期間において9分野を実施することとしており、平成13年度に着手する評価は、「法学系」、「教育学系」、「工学系」の3つの学問分野を対象として実施します。

## 評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行います。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とします。

なお、この分析の対象とする期間は、評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

## 評価の実施体制

- (1) 評価を実施するに当たっては、国公立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学評価委員会を設置します。この委員会の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる専門委員会を設置します。

大学等の教育研究活動については、多面的な評価が必要であること、分野における専門領域が多様であること、さらには対象機関（組織）が多数となることなどから、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を評価員として任命します。

対象機関（組織）ごとの評価に当たっては、専門委員会の委員（及び評価員）による評価チームを編成します。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各専門領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する部会を設置します。

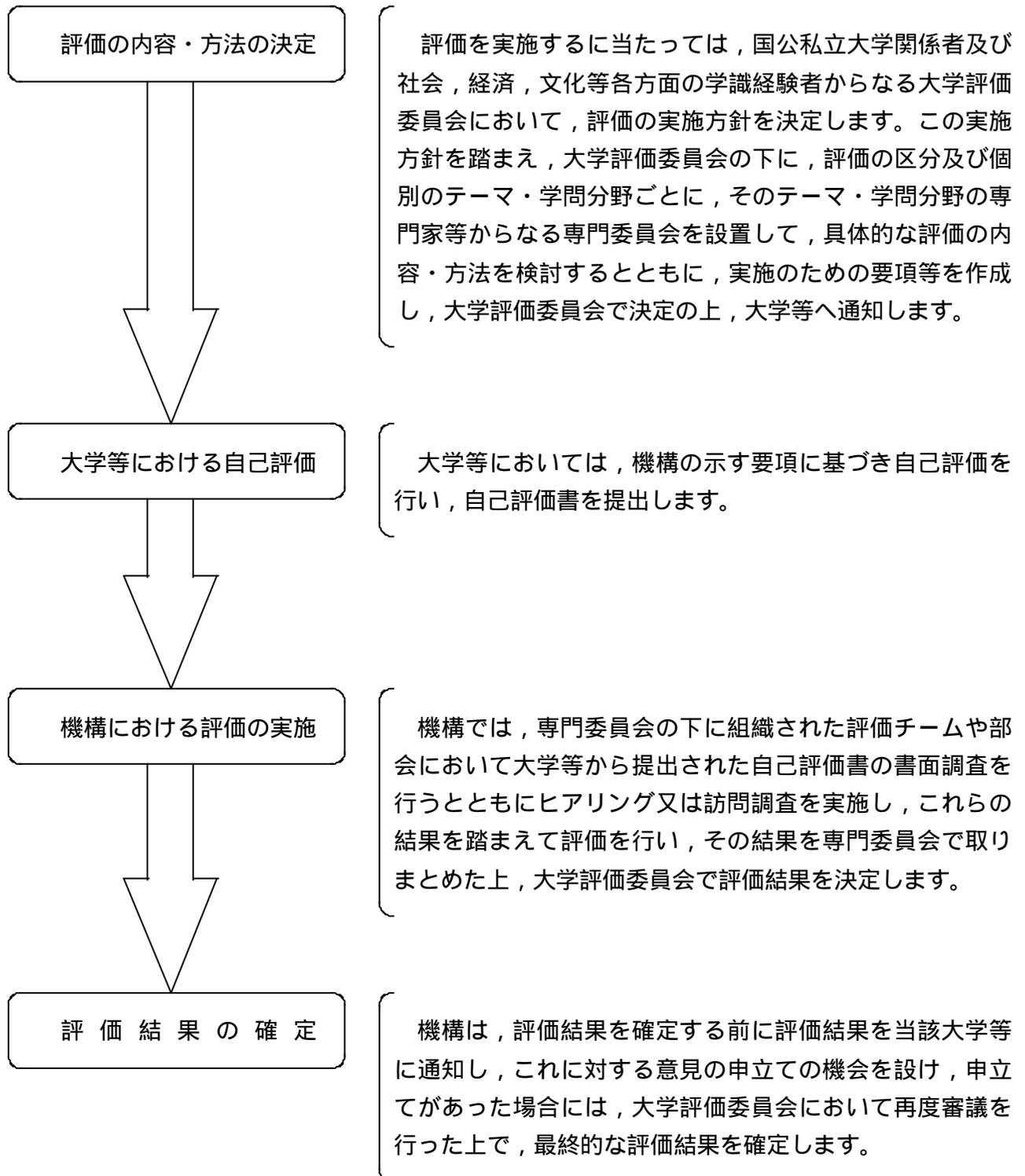
- (2) 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員が評価を行います。

## 評価のプロセス

(1) 機構が行う評価は、国立の大学等のうち設置者から要請のあった機関（組織）について実施します。

評価のプロセスは、以下のとおりです。



- (2) 平成13年度着手の評価は段階的实施期間中に行われるものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として、大学等からの自己評価書の提出に先だって評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査し、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて各大学等にフィードバックします。

ただし、全学テーマ別評価「教養教育」については、すでに実状調査を実施しましたので、この事前調査は行いません。

## 評価の結果と公表

- (1) 評価の結果は、評価項目ごとの評価結果及びそれらを要約した評価結果の概要並びに特記事項についての所見によって示します。

これらのうち、評価項目ごとの評価結果は、次のとおり示します。

各評価項目ごとに、取組や活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかなどについて、取組や活動等の状況や貢献等の程度（水準）がわかる形で、根拠・理由とともに記述します。

それらの取組や活動等の中から特に優れた点や問題点等を取り上げ、根拠・理由とともに記述します。

- (2) 確定した評価結果は、対象機関（組織）の現況、目的及び目標とともに評価報告書としてまとめた上、大学等及びその設置者に提供するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

## 情報公開

- (1) 機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供するよう努めます。

- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。）により、個人に関する情報などの不開示情報を除き、原則として開示します。

ただし、評価対象機関から提出され、機構が保有することとなった行政文書については、情報公開法に基づき当該機関と協議の上、取扱いを決定します。

## 第1章 全学テーマ別評価「教養教育」の評価内容及び実施体制等

本章は、全学テーマ別評価「教養教育」の評価の内容、実施体制及び評価のプロセス等について記載したものであり、「テーマの概要」、「対象機関」、「実施時期」、「評価の内容」、「実施体制 - 専門委員会、評価チーム」及び「評価のプロセス」から構成されている。

### テーマの概要

教養教育については、平成3年の大学設置基準の大綱化（一般教育科目、専門教育科目等の科目区分の廃止）に伴い、各大学において、その教育理念に基づく教育課程の編成、教育方法及び履修指導など、主体的に工夫・改善の努力がなされている。

また、社会が高度化・複雑化する中で、社会全体としても教養及び基礎的な学力の重要性が改めて指摘されており、大学における新たな教養教育の在り方を考慮した教育の推進が求められている。

このような社会的ニーズや大学におけるこれまでの取組を踏まえ、学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための教育）について、各大学が設定した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について、評価を実施する。

なお、この教養教育については、その内容が幅広く、大学によってとらえ方などが多様であることなどから、評価を適切に実施するための準備として、各大学の教養教育に関する実状を把握する調査を実施し、『全学テーマ別評価「教養教育」実状調査報告書』として、調査結果をまとめた。この報告書は、機構のホームページ(<http://www.niad.ac.jp/>)からも閲覧できる。

### 対象機関

全国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く95大学）を対象とする。  
（資料1 「評価対象機関一覧」参照）

### 実施時期

平成14年 1月	各大学に対する自己評価実施要項の通知
平成14年 2月	説明会の実施
平成14年 5月～ 7月	評価担当者に対する研修の実施
平成14年 7月末	大学から自己評価書の提出
平成14年 8月～ 12月	書面調査、ヒアリングの実施及び評価報告書原案の作成（評価チーム）
平成14年 12月	評価報告書原案の審議（専門委員会）
平成15年 1月	評価結果の取りまとめ（大学評価委員会）、評価結果を確定する前に当該大学に通知
平成15年 2月	大学から意見の申立て
平成15年 3月	評価結果の確定（大学評価委員会）、評価結果の公表

（注） 評価全体の実施スケジュールについては、資料2「全学テーマ別評価 教養教育」に係るスケジュール」に示すとおりである。

## 評価の内容

全学テーマ別評価「教養教育」は、大学の「教養教育」に関する取組等の状況について、次に掲げる評価項目ごとに評価を行う。また、大学から提出された「特記事項」について、機構の所見を付す。

- (1) 実施体制
- (2) 教育課程の編成
- (3) 教育方法
- (4) 教育の効果

### 1 評価項目の内容

#### (1) 実施体制

この項目では、設定した目的及び目標に照らして、教養教育の実施組織が適切に整備され、機能しているか、また、目的及び目標が学内外の関係者に適切に周知・公表されているか、さらに、学生による授業評価やファカルティ・ディベロップメントなど教養教育の改善のための取組が適切に実施され、有効に改善に結びついているかについて評価する。

#### (2) 教育課程の編成

この項目では、設定した目的及び目標に照らして、教育課程の編成が目的及び目標を十分に実現できるものであるか、また、授業科目の内容が目的及び目標を十分に実現できる内容のものであるかについて評価する。

#### (3) 教育方法

この項目では、設定した目的及び目標に照らして、授業形態及び学習指導法等が目的及び目標を十分に実現できるものであるか、また、教育方法に沿った学習環境（施設・設備等）が適切に整備されているか、さらに、成績評価法が適切であり、有効なものとなっているかについて評価する。

#### (4) 教育の効果

この項目では、設定した目的及び目標において意図する教育の成果に照らして、履修状況や学生による授業評価結果並びに専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断して、どの程度教育の実績や効果が得られたかについて評価する。

## 2 「特記事項」についての所見

大学から提出された「特記事項」(教養教育の取組全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望等)について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を記述する。

### 実施体制 - 専門委員会，評価チーム

#### 1 教養教育に関する専門委員会

- (1) 専門委員会は、大学評価委員会が決定する基本的方針に基づき、全学テーマ別評価「教養教育」を実施するのに必要な具体的内容・方法等を審議するとともに、専門委員会に置かれる評価チームが取りまとめる評価報告書原案を審議する。
- (2) 専門委員会は、大学の教養教育の取組等の状況や成果を多面的に明らかにするため、国公立大学の関係者及び社会・経済・文化等の各方面の有識者により構成する。
- (3) 専門委員会には主査及び副主査を置き、主査は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い、副主査は主査を補佐する。

#### 2 評価チーム

- (1) 評価チームは、専門委員会のもとに組織し、書面調査及びヒアリングを実施した上で、その結果に基づき、「評価報告書原案」を作成する。
- (2) 評価チームは、専門委員会委員及び評価員から構成され、原則として、1チーム6名で11チーム編成し、1チーム当たり8～9大学を担当する。なお、評価チームの構成員は、自己の関係する大学の評価に参画できない。
- (3) 評価チームには主査及び副主査を置き、主査は評価チーム内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い、副主査は主査を補佐する。

### 評価のプロセス

#### 1 専門委員会におけるプロセス

- (1) 専門委員会では、書面調査の方針を立て、書面調査の基本的な方法や手順について確認した上で、評価チームごとに、後記「2 評価チームにおける評価のプロセス」にあるように、評価を行う。
- (2) 専門委員会は、評価チームから提出された評価報告書原案を審議・決定し、大学評価委員会へ提出する。

## 2 評価チームにおける評価のプロセス

### (1) 書面調査の実施

評価チームは、大学から提出された自己評価書（根拠データ等を含む。以下同じ。）を分析・調査して行う書面調査を実施する。

評価チームの書面調査は、「評価の内容」に示したとおり、次に掲げる4つの評価項目及び大学から提出された「特記事項」について行う。

- 1) 実施体制
- 2) 教育課程の編成
- 3) 教育方法
- 4) 教育の効果

評価チームは、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査段階での評価案を整理する。また、この評価案を踏まえたヒアリングでの調査内容の検討・整理を行う。

### (2) ヒアリングの実施

評価チームは、書面調査段階での評価案を取りまとめた後に、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について、ヒアリング（面接調査）を行う。また、この時点での評価内容の概要を関係者に伝え、それに対する意見を求める。

### (3) 評価報告書原案の作成

評価チームは、書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって、修正又は加筆のうえ、評価チームとしての評価報告書原案を作成し、当該報告書原案を専門委員会へ提出する。

## 3 評価のプロセスの全体像

全学テーマ別評価「教養教育」における評価のプロセスの全体像は、次ページのとおりである。

# 専門委員会及び評価チームの評価のプロセス

## 専門委員会

評価チームの編成

### 評価チーム打合せ

評価チーム主査・副主査の選出  
役割分担（担当機関の分担）の決定  
書面調査の具体的な進め方の確認

### 目的及び目標の確認

目的及び目標の明確性，具体性の確認

### 評価担当者個々における書面調査

### 評価チーム打合せ

評価観点の検討及び決定  
評価項目ごとの評価の検討及び決定  
特記事項についての所見に関する検討  
及び決定  
書面調査段階での評価案の整理

### 評価チーム主査会議

書面調査段階での評価案の検討  
評価の過程での問題点等の審議  
ヒアリングでの聴取事項の整理

### 評価チーム打合せ

書面調査段階での評価案の修正  
ヒアリングでの聴取事項の決定  
ヒアリングでの役割分担の決定

## 専門委員会

書面調査段階での評価案の整理

### ヒアリング

書面調査の補足調査  
評価案の検討  
評価内容の概要に対する意見聴取

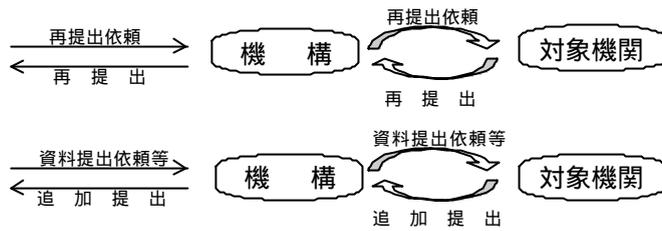
### 評価報告書原案の作成

書面調査段階での評価案を加筆・修正

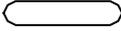
## 専門委員会

評価報告書原案の審議・決定

## 大学評価委員会



#### 【凡例】

-  …… 評価チーム又は評価担当者個々の評価活動を示す。
-  …… 専門委員会又は評価チーム主査会議での評価活動を示す。

## 第2章 全学テーマ別評価「教養教育」の評価方法(1)－書面調査

本章は、全学テーマ別評価「教養教育」の評価方法である「書面調査」及び「ヒアリング」のうち、評価チームが行う「書面調査」について記載しており、「書面調査の実施体制及び方法」、「目的及び目標の理解及び確認」、「評価項目ごとの評価」、「特記事項についての所見」、「書面調査段階での評価案の整理」及び「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」から構成されている。

### 書面調査の実施体制及び方法

#### 1 書面調査の実施体制

- (1) 専門委員会では、大学から提出された自己評価書の内容を検討し、書面調査の方針を立てて、その基本的な方法や手順の共通理解を図るとともに、評価チームを編成し、評価を行う。
- (2) 評価チームにおいては、専門委員会の書面調査の方針を踏まえ、チームごとに評価を行う。その際に、まず、各評価担当者の役割や分担について決定する。
- (3) 専門委員会や評価チーム主査会議では、書面調査の過程において、評価チーム間で問題等が生じた場合、必要に応じて調整を行う。
- (4) 専門委員会では、評価チームから提出された評価報告書原案を審議・決定する。

#### 2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、大学の自己評価書に記載された目的及び目標に即して、自己評価結果とその根拠となるデータ等（機構が独自に調査・収集した資料・データを含む。）を分析・調査することにより行う。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となるデータ等が不十分な場合は、随時、大学に照会や提出依頼を行う。
- (3) 大学への照会、資料提出の要請等（後述する目的及び目標の再提出の依頼を含む。）については、必ず評価チーム内で意見調整をした上で行うこととし、照会等の手続きについては、機構の評価事業部を経由して文書により行い、大学からも文書による回答を求める。
- (4) 書面調査の過程で知り得た、個人情報及び大学の評価内容に係る情報については、外部へ漏らしてはならない。

## 目的及び目標の理解及び確認

### 1 目的及び目標の理解

本評価は、大学の個性や特色が十二分に発揮できるよう、大学の設定した目的及び目標に即して実施するため、まず、目的及び目標について十分な理解が必要である。そのためには、自己評価書に記載された「対象機関の概要」で大学の全体像をとらえた上で、「教養教育に関するとらえ方」で教養教育の位置づけや専門教育との関係を把握し、これらを踏まえて、目的及び目標の意図や課題を理解する必要がある。

### 2 明確性及び具体性の確認と再提出

自己評価書に記載された目的及び目標を理解した後、その内容が明確かつ具体的であるかについて確認する。

この確認は、目的及び目標そのものを評価するわけではなく、あくまで目的及び目標に即して観点を設定し、実際に評価できるかという点がポイントになる。

その際、目的及び目標だけで確認を行うのではなく、大学の自己評価書に目を通した上で判断し、評価が可能であると認められる場合は、目的及び目標の再提出は求めない。

なお、目的及び目標の明確性、具体性の確認は、書面調査に当たっての評価チームにおいて行う。

## 【目的及び目標の確認に当たっての視点】

### 目的及び目標の確認の基本的な考え方

目的及び目標の確認に当たっては、設定された目的及び目標そのものを評価するのではなく、実際の評価が可能となるように、取組の意図や課題が、目的及び目標として明確かつ具体的に示されているかを見る。ここで目的及び目標そのものを評価しないのは、機構の評価が大学の活動等の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進するものであることによる。

### 目的の確認の具体的な視点

目的は、次のような内容について、大学が教養教育を実施する全体的な意図として示されているかを確認する。

- ・教養教育の基本的な方針
- ・提供する内容及び方法の基本的な性格
- ・教養教育を通じて達成しようとする基本的な成果

## 目標の確認の具体的な視点

目標は、目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題として記述され、それが明確かつ具体的に示されているかを確認する。また、目的として掲げられた項目に対応させつつ、その意図を達成するための具体的な課題を当該項目ごとに数項目以上にわたって記述することを求めているので、目的と目標との間にそのような対応関係があるかについても確認する。

### 目的及び目標の双方に通ずる確認の具体的な視点

目的及び目標の確認の具体的な視点については、既述した「及び」の視点の他に、自己評価実施要項に示している次のような視点からの確認も行う必要がある。

目的及び目標を明確かつ具体的に設定する観点から、大学の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等を踏まえることにしているが、単にこれらの要素を記述しただけのものになっていないかを確認する。

活動で目指している意図や課題の記述ではなく、例えば「・・・を実施している。」、「・・・を実施してきた。」などのように活動そのものだけを記述したものになっていないかを確認する。

目的及び目標は、現在行っている活動の意図や課題を記述するものであるので、例えば、「今後・・・したい。」、「・・・が今後の目標である。」などのように、まだ行っていない将来の活動の目的及び目標を記述したものになっていないかを確認する。今後の目的及び目標の実現に向けて、現在の活動が実施されていることもあり得るが、その場合には、今後の目的及び目標としてではなく、現在の活動の意図や課題として記述されているかを確認する。

目的及び目標は、必ずしも明確に分類できるものではないが、達成されるべき能力や資質のような取組や活動の成果的（アウトプット、アウトカム）な性格のもの、ある取組や活動を行うためにどのような準備を行うこととしていたかを示すインプットのなもの、どのような内容や方法を採用することとしていたかを示すプロセス的なものに分類できる。

他方、評価項目は、「実施体制」「教育課程の編成」及び「教育方法」がインプットの又はプロセス的性格のもの、「教育の効果」がアウトプット、アウトカム性格のものといえるので、これらの評価項目との関連が図られているかの確認を行う必要がある。また、各評価項目で何を評価するかを示す「要素」との関連において、目的及び目標が、実際の評価を可能とするようなものとなっているか、確認する必要がある。

目的及び目標の記述に当たっては、適宜、柱立てをしたり、箇条書きにするなど、簡潔な記述にするほか、字数を2,000字以内に制限しているため、この点について確認する。

## 評価項目ごとの評価

### 1 書面調査による評価

- (1) 評価チームは、目的及び目標を理解した上で、その内容の明確性、具体性を確認した後、書面調査による評価項目ごとの評価を実施する。具体的には、大学から提出された自己評価書に記載された目的及び目標に即して、評価項目ごとに自己評価結果とその根拠となるデータ等（機構が独自に調査・収集する資料・データを含む。）を分析・調査することにより行う。
- (2) 評価チームによる書面調査は、「評価の観点設定及び観点ごとの評価」、「評価項目の要素ごとの評価」、「評価項目ごとの水準の判断」、「特に優れた点及び改善点等の判断」の流れで実施する。
- (3) 評価チームは、書面調査による評価をヒアリング前までに終了させる。

### 2 評価の観点設定及び観点ごとの評価

- (1) 評価チームは、後述する「評価項目の要素」ごとに、大学が整理した目的及び目標に照らし、自己評価に沿って不足している観点がないかどうか確認する。その結果、客観的に見て必要不可欠と認められる観点が、大学が設定した観点の中に不足している場合は、後述する「目的及び目標と評価項目の関係」及び後記「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」を参考としつつ、適切に設定する。
- (2) 評価チームは、上記の観点ごとに、大学から提出された自己評価結果を、資料・データで根拠を確認しつつ、分析を行う。なお、根拠となる資料・データに不足がある場合は、大学に対して追加提出を求めることができる。また、根拠資料で確認できない点については、ヒアリングの際に確認する。
- (3) 上記分析・調査は、現在の個々の活動や取組全体の状況が、目的及び目標に照らして、優れているのか、普通なのか、問題があるのかを、根拠となるデータ等で確認しつつ行う。
- (4) また、上記(3)の分析の際に、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等について、根拠となる資料・データで確認しつつ抽出する。
- (5) 評価チームは、上記(3)の観点ごとの評価結果（根拠を含む。）を、別に定める様式により整理する。

#### 評価項目の要素

評価項目ごとに示す以下の要素は、評価項目において何を評価するのかを示すものである。

- (1) 実施体制
  - (要素1) 教養教育の実施組織に関する状況
  - (要素2) 目的及び目標の周知・公表に関する状況
  - (要素3) 教養教育の改善のための取組状況
- (2) 教育課程の編成
  - (要素1) 教育課程の編成に関する状況
  - (要素2) 授業科目の内容に関する状況
- (3) 教育方法
  - (要素1) 授業形態及び学習指導法等に関する取組状況
  - (要素2) 学習環境（施設・設備等）に関する取組状況
  - (要素3) 成績評価法に関する取組状況
- (4) 教育の効果
  - (要素1) 履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果の状況
  - (要素2) 専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の状況

#### 目的及び目標と評価項目の関係

評価の観点とは、設定された目的及び目標に沿って自ずから決まってくるものであるが、観点設定に際しては、次の点に留意する必要がある。

「実施体制」「教育課程の編成」及び「教育方法」の評価項目は、主としてインプットの又はプロセス的目的及び目標に係る貢献の程度を評価することになること。

「教育の効果」の評価項目は、アウトプットの又はアウトカムの目的及び目標の意図した実績や効果が挙げられているかについて評価することになること。

#### 評価の観点例利用に当たっての留意点

後記の「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」の1から4に記載された観点例は、各項目での評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例示であるので、これらの観点の全てを用いる必要はなく、また、これら以外の観点も設定できる。

したがって、実際の評価に当たっては、これらの観点例を参考に、大学ごとに設定された目的及び目標に照らし、評価を実施するために適した観点を設定して、評価を行うことになる。

「根拠となる資料・データ例」についても同様に、一般的に想定できるもの等の例示であり、評価を行う上で必要なデータ等が不足している場合は、大学に求めることになる。

### 3 評価項目の要素ごとの評価

- (1) 評価チームは、前記2の(3)で分析・調査した結果に基づき、「評価項目の要素」ごとに書面調査段階における評価案に盛り込む活動等の状況及び目的及び目標の実現に向けた貢献の程度等を検討する。
- (2) 評価案に盛り込む活動等の状況は、次の「要素ごとの貢献の程度」等の根拠となるものであるため、その視点から前記2の(3)で分析・調査したものを精選・整理する。
- (3) 「要素ごとの貢献の程度」等は、前記2の(3)で分析・調査した結果を踏まえて、「実施体制」、「教育課程の編成」、「教育方法」の評価項目では、目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を、十分に貢献しているのか、おおむね貢献しているのか、かなり貢献しているのか、ある程度貢献しているのか、ほとんど貢献していないのかの区分により判断する。また、「教育の効果」の評価項目では、目的及び目標で意図した実績や効果の程度を、十分に挙げているのか、おおむね挙げているのか、かなり挙げているのか、ある程度挙げているのか、ほとんど挙げっていないのかの区分により判断する。

#### 4 評価項目ごとの水準の判断

評価チームは、観点ごとの「自己評価結果」の分析，前記3(3)で判断した「要素ごとの貢献の程度」等，観点の重みなどを総合的に判断し，評価項目ごとの水準（目的及び目標に照らした貢献度，効果等）がどの程度であるかを，本章「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」に記載する【水準を分かりやすく示す記述】によって導き出す。

#### 5 「特に優れた点及び改善点等」の判断

- (1) 評価チームは，評価項目ごとの評価結果として，目的及び目標に照らし，評価項目全体から見て，特に重要な点を評価項目全体としての特色ある取組，特に優れた点，改善を要する点，問題点等として判断する。
- (2) 上記判断は，前記2の(4)で抽出した特色ある取組，特に優れた点，改善を要する点，問題点等を基に行う。

#### 特記事項についての所見

- (1) 特記事項は，大学が，自己評価を実施した結果を踏まえて，教養教育の取組全体を通じた視点からの補足的事項や，今後の改革課題・将来構想等の展望等について，任意に記述するものである。
- (2) 評価チームは，この特記事項に記述されている内容を分析し，評価項目に関する書面調査の結果を踏まえて，「特記事項についての所見案」を整理する。

#### 書面調査段階での評価案の整理

- (1) 評価チームは，本章の「評価項目ごとの評価」，「特記事項についての所見」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき，書面調査段階での評価案を整理する。
- (2) 評価チームは，評価案を整理するに当たっては，後述の「第4章 評価報告書原案の作成」に則り，報告書としての形式で取りまとめる。
- (3) 評価チームは，評価案を踏まえて，次章で説明する「ヒアリング」を実施するに当たって必要な調査内容の検討・整理を，この段階で併せて行う。

## 評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等

### 1 実施体制

#### 【評価の内容】

この項目では、設定した目的及び目標に照らして、教養教育の実施組織が適切に整備され、機能しているか、また、目的及び目標が学内外の関係者に適切に周知・公表されているか、さらに、学生による授業評価やファカルティ・ディベロップメントなど教養教育の改善のための取組が適切に実施され、有効に改善に結びついているかについて評価する。

#### 【評価の観点例】

「実施体制」の観点例は、「教養教育の実施組織に関する状況」、「目的及び目標の周知・公表に関する状況」及び「教養教育の改善のための取組状況」の3つの「要素」についてそれぞれ観点例を以下に示す。

#### 【要素1】『教養教育の実施組織に関する状況』

教育課程を編成するための組織  
教養教育を担当する教員体制  
教養教育の実施を補助、支援する体制  
教養教育を検討するための組織

#### 【要素2】『目的及び目標の周知・公表に関する状況』

目的及び目標の趣旨の教職員、学生等における周知  
目的及び目標の趣旨の学外者への公表

#### 【要素3】『教養教育の改善のための取組状況』

学生による授業評価  
ファカルティ・ディベロップメント  
取組状況や問題点を把握するシステム  
問題点を改善に結びつけるシステム

#### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

#### 【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなもの（関連部分）が考えられる。

大学概要、関連規程、関連委員会の記録、学生募集要項、学生アンケート、学生による授業評価に関する資料、研修実施の記録、教員の配置状況や構成・ティーチング・アシスタント（TA）の運用の仕組み・教務事務の体制が分かる資料など。

## 2 教育課程の編成

### 【評価の内容】

この項目では，設定した目的及び目標に照らして，教育課程の編成が目的及び目標を十分に実現できるものであるか，また，授業科目の内容が目的及び目標を十分に実現できる内容のものであるかについて評価する。

### 【評価の観点例】

「教育課程の編成」の観点例は，「教育課程の編成に関する状況」，「授業科目の内容に関する状況」の2つの「要素」についてそれぞれ観点例を以下に示す。

#### 【要素1】『教育課程の編成に関する状況』

教育課程の編成の内容的な体系性  
教育課程の編成の実施形態（年次配当等）の体系性  
教養教育と専門教育の関係

#### 【要素2】『授業科目の内容に関する状況』

授業科目と教育課程の一貫性

### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の5つの記述により示す。

- ・目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。
- ・目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。
- ・目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

### 【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては，次のようなもの（関連部分）が考えられる。

学生便覧，履修要項，開講科目一覧，シラバス，開設授業科目・科目紹介・授業時間割  
等が分かる資料，卒業要件など履修要件に関する資料，単位互換の仕組みに関する資料，  
授業内容を示す資料，授業科目で使用している教材等の状況が分かる資料など。

### 3 教育方法

#### 【評価の内容】

この項目では、設定した目的及び目標に照らして、授業形態や学習指導法等が目的及び目標を十分に実現できるものであるか、また、教育方法に沿った学習環境（施設・設備等）が適切に整備されているか、さらに成績評価法が適切であり、有効なものとなっているかについて評価する。

#### 【評価の観点例】

「教育方法」の観点例は、「授業形態及び学習指導法等に関する取組状況」、「学習環境（施設・設備等）に関する取組状況」、「成績評価法に関する取組状況」の3つの「要素」についてそれぞれ観点例を以下に示す。

#### 【要素1】『授業形態及び学習指導法等に関する取組状況』

授業形態（講義，演習など）  
学力に即した対応  
学習指導法  
シラバスの内容と使用法

#### 【要素2】『学習環境（施設・設備等）に関する取組状況』

授業に必要な施設・設備  
自主学習のための施設・設備  
学習に必要な図書，資料  
IT学習環境

#### 【要素3】『成績評価法に関する取組状況』

成績評価の一貫性  
成績評価の厳格性

#### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

#### 【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなもの（関連部分）が考えられる。

シラバス，受講学生数一覧（履修学生数など），教材等の使用状況に関する資料，履修指導やガイダンスに関する資料，ティーチング・アシスタント（TA）の活用状況に関する資料，学習環境（実験，実習に必要な施設・設備，図書館など）の整備状況（整備計画）  
・利用状況（利用計画），成績評価基準等の成績評価法に関する資料，試験問題の状況が分かる資料など。

## 4 教育の効果

### 【評価の内容】

この項目では、設定した目的及び目標において意図する教育の成果に照らして、履修状況や学生による授業評価結果並びに専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断して、どの程度教育の実績や効果が得られたかについて評価する。

### 【評価の観点例】

「教育の効果」の観点例は、「履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果の状況」、「専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の状況」の2つの「要素」についてそれぞれ観点例を以下に示す。

#### 【要素1】『履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果の状況』

学生の履修状況  
学生による授業評価結果

#### 【要素2】『専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の状況』

専門教育実施担当教員の判断  
専門教育履修段階の学生の判断  
卒業生の判断

### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・目的及び目標で意図した実績や効果が十分に挙げられている。
- ・目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙げられているが、改善の余地もある。
- ・目的及び目標で意図した実績や効果がかなり挙げられているが、改善の必要がある。
- ・目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙げられているが、改善の必要が相当にある。
- ・目的及び目標で意図した実績や効果が挙げておらず、大幅な改善の必要がある。

### 【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなもの（関連部分）が考えられる。

授業科目別の受講学生の状況が分かる資料（履修学生数、単位取得学生数、成績一覧など）、個々の学生の履修状況が分かる資料、学生による授業評価報告書、専門教育実施担当教員・専門教育履修段階の学生・卒業生等に対するアンケート結果など。

## 第3章 全学テーマ別評価「教養教育」の評価方法(2)－ヒアリング

本章は、全学テーマ別評価「教養教育」の評価方法のうち、評価チームが行うヒアリングの実施方法等について記載しており、「ヒアリングの事前準備」、「書面調査の補足調査」、「評価案の検討」及び「評価内容の概要に対する意見聴取」から構成されている。

### ヒアリングの事前準備

- (1) 評価チームは、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について補足調査するとともに、書面調査段階での評価内容の概要を伝え、大学からの意見を求めることを目的として、ヒアリングを実施する。
- (2) 評価チームは、前章の「書面調査段階での評価案の整理」で記述した評価案を踏まえて、大学ごとにヒアリングにおける補足調査事項を整理するとともに、評価チーム主査会議において書面調査段階での評価案の検討やヒアリングでの補足調査事項の整理等を行う。
- (3) 評価チームは、評価チーム主査会議での検討結果を踏まえて、ヒアリングの補足調査事項を決定した後、大学に対して事前に通知し、説明又は関係データ等提出の準備を依頼する。
- (4) 評価チームは、ヒアリング当日における役割として、進行役、補足調査事項担当、評価内容の概要説明担当等の分担を決める。
- (5) ヒアリングは、原則として、学術総合センター(東京都千代田区)を会場として実施する。なお、具体の日程については、各大学と調整の上、設定する。

### 書面調査の補足調査

- (1) ヒアリングでは、まず、前記の(3)により、事前に通知してある補足調査事項について、大学関係者から、説明又は資料・データの提供を受ける。
- (2) 評価チームは、上記の説明又は資料・データの提供によっても、なお確認できない補足調査事項がある場合は、新たに根拠となる資料・データの提出を求める。この場合、後述の評価内容の概要の説明に際しては、該当部分の評価案を、当該資料・データによる分析を加えた上で取りまとめる旨を述べ、当該説明を控えることができる。
- (3) 評価チームから意見を述べる場合は、原則としてチームとしての考え方に基づくものとする。ただし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨を断った上で行う。

### 評価案の検討

評価チームは、意見聴取終了後、上記の書面調査の補足調査の結果により書面調査段階での評価案を見直し、修正等を行う。なお、この間、大学関係者は、控室で待機してもらう。

### 評価内容の概要に対する意見聴取

評価チームは、大学関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、この時点での評価案やその根拠となった取組等の状況を大学関係者に説明し、それに対する意見を聴取する。

## 第4章 評価報告書原案の作成

本章は、評価チームが行う評価報告書原案の作成方法について記載したものであり、「評価報告書原案の構成」、「評価項目ごとの評価結果の記述」、「評価結果の概要の記述」、「特記事項についての所見の記述」及び「評価報告書原案の取扱い」から構成されている。

### 評価報告書原案の構成

- (1) 評価チームは、書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって、修正又は加筆して、評価報告書原案を作成する。また、評価チームが作成する評価報告書原案の構成は、次のとおりとする。
  - 「対象機関の概要」
  - 「教養教育に関するとらえ方」
  - 「教養教育に関する目的及び目標」
  - 「評価項目ごとの評価結果」
  - 「評価結果の概要」
  - 「特記事項についての所見」
- (2) 「対象機関の概要」、「教養教育に関するとらえ方」、「教養教育に関する目的及び目標」及び「特記事項」については、原則として各大学から提出のあった自己評価書から該当部分を原文のまま転載する。
- (3) 「評価項目ごとの評価結果」、「評価結果の概要」及び「特記事項についての所見」のそれぞれの記述方法は、後記 から による。

### 評価項目ごとの評価結果の記述

- (1) 評価チームは、評価項目ごとの評価結果を、「書面調査」及び「ヒアリング」を経て検討・整理した評価案に基づき、各評価項目ごとにA4版1ページ(2,000字以内)で記述する。
- (2) 評価項目ごとの評価結果の記述構成は、次のとおりとする。

評価結果は、「目的及び目標の実現への貢献度の状況」又は「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」、「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

「目的及び目標の実現への貢献度の状況」又は「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」は、第2章の の「3 評価項目の要素ごとの評価」の(2)及び(3)に基づき、当該活動等の状況及びその判断結果を示しつつ記述するとともに、第2章の の「4 評価項目ごとの水準の判断」で導き出した水準を記述する。

「特に優れた点及び改善点等」は、第2章の の「5 「特に優れた点及び改善点等」の判断」での判断結果を、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点ごとに、根拠を示しつつ記述する。

## 評価項目ごとの評価結果の記述の構成

評価項目の評価結果の記述は、次の(1)及び(2)で示す「目的及び目標の実現への貢献度の状況」又は「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」と「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

### (1)【目的及び目標の実現への貢献度の状況】

「実施体制」、「教育課程の編成」及び「教育方法」の評価項目では、活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該活動等の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

### 【目的及び目標で意図した実績や効果の状況】

「教育の効果」の評価項目では、目的及び目標で意図した実績や効果がどの程度挙げられているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、実績や効果の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

### (2)【特に優れた点及び改善点等】

(1)での評価結果の中から、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を取り上げて、根拠・理由を示しつつ記述する。

## 評価結果の概要の記述

評価チームは、主として前記の「評価項目ごとの評価結果の記述」の(2)の及びを基に、評価結果の概要をA4版1ページ(2,000字以内)で記述する。

## 特記事項についての所見の記述

- (1) 大学から提出された「特記事項」(教養教育の取組全体を通じた視点からの補足的事項、今後の改革課題や将来構想等の今後の展望等)について、おおむね原文のまま記述する。
- (2) 評価チームは、上記原文と並記する形で第2章の「特記事項についての所見」の(2)で整理した所見を、A4版半ページ(1,000字以内)で記述する。

## 評価報告書原案の取扱い

- (1) 評価チームが作成する評価報告書原案は、専門委員会の審議を経て評価報告書原案として確定され、大学評価委員会に提出される。
- (2) 最終的な評価報告書は、「大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要」、「対象機関の概要」、「教養教育に関するとらえ方」、「教養教育に関する目的及び目標」、「評価項目ごとの評価結果」、「評価結果の概要」、「特記事項についての所見」及び「意見の申立て」によって構成され、大学及び設置者へ通知し、社会へ公表する（資料3「評価報告書イメージ」参照）。



## 資料1

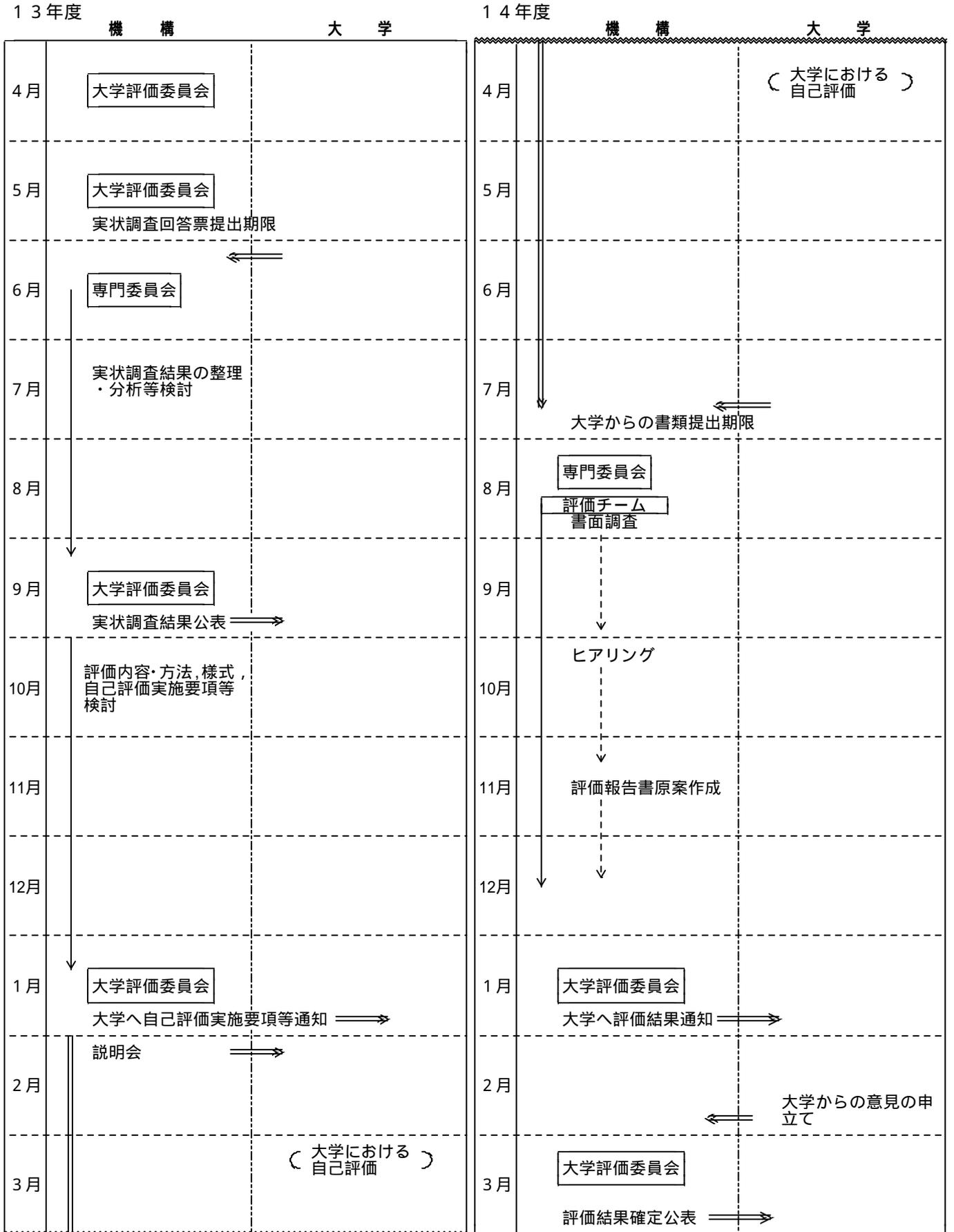
## 評価対象機関一覧（教養教育）

機関名	機関コード	機関名	機関コード
北海道大学	U 0 0 0 1	名古屋大学	U 0 0 4 3
北海道教育大学	U 0 0 0 2	愛知教育大学	U 0 0 4 4
室蘭工業大学	U 0 0 0 3	名古屋工業大学	U 0 0 4 5
小樽商科大学	U 0 0 0 4	豊橋技術科学大学	U 0 0 8 5
帯広畜産大学	U 0 0 0 5	三重大学	U 0 0 4 6
旭川医科大学	U 0 0 0 6	滋賀大学	U 0 0 4 7
北見工業大学	U 0 0 0 7	滋賀医科大学	U 0 0 8 0
弘前大学	U 0 0 0 8	京都大学	U 0 0 4 8
岩手大学	U 0 0 0 9	京都教育大学	U 0 0 4 9
東北大学	U 0 0 1 0	京都工芸繊維大学	U 0 0 5 0
宮城教育大学	U 0 0 1 1	大阪大学	U 0 0 5 1
秋田大学	U 0 0 1 2	大阪外国語大学	U 0 0 5 2
山形大学	U 0 0 1 3	大阪教育大学	U 0 0 5 3
福島大学	U 0 0 1 4	兵庫教育大学	U 0 0 9 2
茨城大学	U 0 0 1 5	神戸大学	U 0 0 5 4
図書館情報大学	U 0 0 9 4	神戸商船大学	U 0 0 5 5
筑波大学	U 0 0 1 6	奈良教育大学	U 0 0 5 6
宇都宮大学	U 0 0 1 7	奈良女子大学	U 0 0 5 7
群馬大学	U 0 0 1 8	和歌山大学	U 0 0 5 8
埼玉大学	U 0 0 1 9	鳥取大学	U 0 0 5 9
千葉大学	U 0 0 2 0	島根大学	U 0 0 6 0
東京大学	U 0 0 2 1	島根医科大学	U 0 0 8 3
東京医科歯科大学	U 0 0 2 2	岡山大学	U 0 0 6 1
東京外国語大学	U 0 0 2 3	広島大学	U 0 0 6 2
東京学芸大学	U 0 0 2 4	山口大学	U 0 0 6 3
東京農工大学	U 0 0 2 5	徳島大学	U 0 0 6 4
東京芸術大学	U 0 0 2 6	鳴門教育大学	U 0 0 9 5
東京工業大学	U 0 0 2 8	香川大学	U 0 0 6 5
東京商船大学	U 0 0 2 9	香川医科大学	U 0 0 9 3
東京水産大学	U 0 0 3 0	愛媛大学	U 0 0 6 6
お茶の水女子大学	U 0 0 3 1	高知大学	U 0 0 6 7
電気通信大学	U 0 0 3 2	高知医科大学	U 0 0 8 6
一橋大学	U 0 0 3 3	福岡教育大学	U 0 0 6 8
横浜国立大学	U 0 0 3 4	九州大学	U 0 0 6 9
新潟大学	U 0 0 3 5	九州芸術工科大学	U 0 0 7 0
長岡技術科学大学	U 0 0 8 4	九州工業大学	U 0 0 7 1
上越教育大学	U 0 0 8 9	佐賀大学	U 0 0 7 2
富山大学	U 0 0 3 6	佐賀医科大学	U 0 0 8 7
富山医科薬科大学	U 0 0 8 2	長崎大学	U 0 0 7 3
金沢大学	U 0 0 3 7	熊本大学	U 0 0 7 4
福井大学	U 0 0 3 8	大分大学	U 0 0 7 5
福井医科大学	U 0 0 9 0	大分医科大学	U 0 0 8 8
山梨大学	U 0 0 3 9	宮崎大学	U 0 0 7 6
山梨医科大学	U 0 0 9 1	宮崎医科大学	U 0 0 8 1
信州大学	U 0 0 4 0	鹿児島大学	U 0 0 7 7
岐阜大学	U 0 0 4 1	鹿屋体育大学	U 0 0 9 6
静岡大学	U 0 0 4 2	琉球大学	U 0 0 7 8
浜松医科大学	U 0 0 7 9		



資料 2

全学テーマ別評価「教養教育」に係るスケジュール





資料 3

評価報告書イメージ

(全学テーマ別評価「教養教育」)

全学テーマ別評価報告書  
(教養教育)

大学

大学評価・学位授与機構

大学

1 大学評価・学位授与機構が行う  
大学評価の概要

機構の行う評価について 全学テーマ別評価について

- 1 -

大学

2 対象機関の概要 3 教養教育に関する  
とらえ方

- 2 -

大学

4 教養教育に関する目的及び目標

目的

目標

- 3 -

大学

5 評価項目ごとの評価結果

(1) 実施体制

目的及び目標の実現  
への貢献度の状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準  
がわかる記述)

特に優れた点及び改善  
点等

- 4 -

大学

(2) 教育課程の編成

目的及び目標の実現  
への貢献度の状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準  
がわかる記述)

特に優れた点及び改善  
点等

- 5 -

大学

(3) 教育方法

目的及び目標の実現  
への貢献度の状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準  
がわかる記述)

特に優れた点及び改善  
点等

- 6 -

大学

(4) 教育の効果

目的及び目標で意図  
した実績や効果の状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準  
がわかる記述)

特に優れた点及び改善  
点等

- 7 -

大学

6 評価結果の概要

項目別評価の概要

(1) 実施体制 (3) 教育方法

(2) 教育課程の編成 (4) 教育の効果

- 8 -



# 大学評価関係法令等

## 〔国立学校設置法（抄）〕

### 第三章の五 大学評価・学位授与機構

第九条の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- 1 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 2 （略）
- 3 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 4 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

- 5 前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

## 〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

### （評価の区分）

第五十二条の二 国立学校設置法第九条の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- 1 大学等大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
- 2 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
- 3 大学の各学部、各研究科、各附属研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価

（評価の実施の手続）  
第五十二条の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。

（評価の実施の方法）  
第五十二条の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

（意見の申立）  
第五十二条の五 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

（大学等の評価に関する委任）  
第五十二条の六 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第九条の四第一項第一号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

6 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第九条の四第一項第一号に規定する評価を行わないものとする。

## 〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

### （大学評価委員会）

第六条の二 機構に大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会は機構長の定めるところにより、機構が行う大学等の評価について審議を行う。機構長は、機構が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

4 大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験者有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

5 大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置くとともに、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。

6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。  
8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

## 〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

### （目的）

第一条 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六条の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任期）  
第二条 委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補欠の委員、専門委員及び評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。  
3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。  
（委員長及び副委員長）  
第三条 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員会）  
第四条 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、数個の専門委員会を置くものとする。  
3 専門委員会に主査及び副主査各一人を置き、当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。  
4 主査は、専門委員会の会務を掌理する。  
5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（分科会）  
第五条 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所掌する専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。  
2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。  
3 分科会に主査及び副主査各一人を置き、当該分科会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4 主査は、分科会の会務を掌理する。  
5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（議事の手続）  
第六条 大学評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。  
2 大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決することによる。  
4 委員は、自己の關係する大学及び大学共同利用機関に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

5 前四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは、「主査」と、「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。  
（雑則）  
第七条 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に関し必要な事項は、大学評価委員会が定める。

附則  
この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。



## 資料5

### (1) 大学評価委員会委員名簿

阿部 謹也	共立女子大学長
新井 郁男	愛知学院大学教授
石川 隆俊	大学評価・学位授与機構教授
石原 多賀子	金沢市教育長
猪木 武徳	大阪大学教授
内田 博文	九州大学教授
大塚 榮子	独立行政法人 産業技術総合研究所フェロー
岡 沢 憲 芙	早稲田大学教授
小野田 武	三菱化学(株)顧問
川口 昭彦	大学評価・学位授与機構教授
北城 恪太郎	IBM アソシアチブ・レジデント兼日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
小島 操子	大阪府立看護大学長
小林 誠	高エネルギー加速器研究機構教授
サムエル・M・シバルト	日米教育委員会事務局長
島田 淳子	昭和女子大学教授
清水 雅彦	慶應義塾大学常任理事
鈴木 昭 憲	秋田県立大学長
舘 昭	大学評価・学位授与機構教授
土岐 憲三	京都大学教授
外村 彰	(株)日立製作所フェロー
永井 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
中島 尚正	放送大学教授
西野 瑞穂	徳島大学教授
蓮見 音彦	和洋女子大学教授
ハンス=ユルゲン・マルクス	南山大学長
丸山 利輔	石川県農業短期大学長
山野井 昭雄	味の素(株)技術特別顧問
山内 久明	日本女子大学教授
吉田 泰輔	(学)国立音楽大学理事長
渡 辺 孝	(財)理工学振興会理事



## ( 2 ) 教養教育に関する専門委員会委員名簿

有 本 章	広島大学教授
井 下 理	慶應義塾大学教授
大 嶋 誠	大分大学教授
押 川 元 重	九州大学教授
小 野 田 武	三菱化学(株)顧問
絹 川 正 吉	国際基督教大学長
久 保 猛 志	金沢工業大学教授
児 玉 隆 夫	大阪市立大学長
佐 伯 昭 雄	東北電子産業(株)取締役社長
坂 井 昭 宏	北海道大学教授
佐 藤 東 洋 士	桜美林大学長
佐 野 博 敏	大妻女子大学長
篠 崎 悦 子	ホームエコノミスト
高 島 章	富士通(株)専務取締役
舘 昭	大学評価・学位授与機構教授
内 藤 久 夫	東京電力(株)取締役労務人事部担任
永 井 多 恵 子	世田谷文化生活情報センター館長
橋 本 健 夫	長崎大学副学長
真 弓 忠 範	大阪大学教授
宮 家 準	國學院大學教授
茂 木 俊 彦	東京都立大学人文学部長
ラマル, クリスティーン	東京大学助教授
輪 島 道 友	金沢美術工芸大学教授
渡 部 晴 行	愛媛大学教授